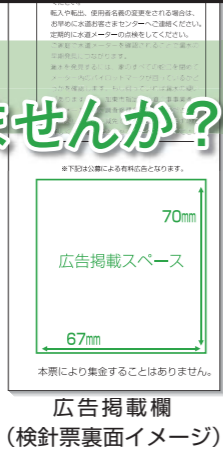


「水道検針票」に 広告を掲載しませんか？

水道検針票とは 水道の使用水量をお知らせするもので、2か月に1回の水道メーター検針時、市内の水道使用者に向けて約19,000枚お届けしています。(水道料金の請求書ではありません)



掲載期間 平成29年7月～平成30年6月(1年間)
掲載料 108,000円/年(税込)
掲載場所等 検針票裏面下部※上図参照
 縦70mm×横67mm、単色刷り
申込方法 申込書に必要事項を記入のうえ、必要書類と広告原稿を添えて、持参または郵送でお申し込みください。申込書は管理課にあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。
申込期限 4月28日(金)
その他 掲載できる広告内容は、市民生活の利便性を向上させることができるもので、市民に不利益を与えない中立性のあるものとします。
 また、市に納付すべき税等を滞納している場合は、広告を掲載することができません。
申し込み・問い合わせ
 〒673-1493 加東市社50番地
 上下水道部管理課(庁舎3階) ☎43-0533

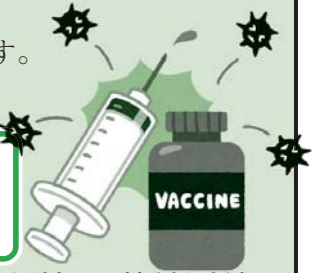
加東市高齢者大学 平成29年度生募集

入学資格 おおむね60歳以上の加東市在住・在勤の方
学習期間 5月～平成30年2月(月1回開講)
合同講座等での講演
 ○5月13日(土) 神結酒造株式会社 長谷川妙子さん
 ○6月23日(金) 株式会社 パティシエエスコヤマ 小山 進さん
 ○8月4日(金) 落語家 てんご堂雅落さん
 ○12月5日(火) ミュージックベルグループ ティンカーベルのみなさん
年会費 1,500円(運営委員会費)
申込期限 4月12日(水) ※以降随時募集
申込方法 入学申込書に必要事項を記入のうえ、年会費を添えてお申し込みください。入学申込書は、生涯学習課にあるほか、市立の3公民館にあります。
申し込み・問い合わせ
 ○教育委員会生涯学習課(庁舎4階) ☎43-0545
 ○社公民館☎42-2600 ○滝野公民館☎48-3073
 ○東条公民館☎46-0553
 ※公民館は月曜・祝日休館です。

任意予防接種の助成

加東市では、下記の予防接種について、接種料金の全額または一部を助成しています。接種を希望される方は、接種できる時期を確認し、体調がよい時に受けましょう。

接種方法
 任意予防接種はすべて個別接種です。直接医療機関へ予約し、接種当日に年齢と市内在住であることが確認できるもの(母子健康手帳・医療証等)を持参してください。
原則、前ページの協力医療機関で接種を受けてください。やむを得ず、協力医療機関以外での接種を希望される場合は、事前に手続きが必要ですので、予約前に健康課まで必ずご連絡ください。
 問い合わせ 市民生活部健康課(庁舎2階) ☎43-0435



お子さんの予防接種

予防接種名	回数	対象者	自己負担額	接種方法
おたふくかぜ	1回	1歳から小学校就学までのお子さん ※過去に市の助成を受けたお子さん、おたふくかぜにかかったお子さんは対象外です。	無料	協力医療機関へ直接予約してください。
B型肝炎	1回	平成28年4月1日から7月31日までの間に生まれたお子さんのうち、B型肝炎の予防接種の計3回の接種を完了していないお子さん ※定期接種の対象となるため、1歳に至るまでのお子さんは除く。	無料	協力医療機関へ直接予約し、7月31日(月)までに接種を受けてください。
麻疹・風しん	1回	①平成26年9月1日から平成27年6月30日までの間に生まれたお子さんのうち、麻疹・風しんのいずれか、または両方の予防接種を受けていないお子さん ※定期接種の対象となるため、2歳に至るまでのお子さんは除く。 ②平成22年4月2日から平成23年4月1日までの間に生まれたお子さんのうち、平成28年度に麻疹・風しんのいずれか、または両方の予防接種を受けていないお子さん	無料	協力医療機関へ直接予約し、8月31日(木)までに接種を受けてください。
	1回 ※立て替え払い	対象 平成26年9月1日から平成27年3月31日までの間に生まれ、2歳以降に1回目の麻疹・風しんのいずれか、または両方の予防接種を受けたお子さん 申請方法 健康課へ領収書・母子健康手帳・印鑑・口座番号等がわかるものを持参して申請してください。		

成人の予防接種

予防接種名	回数	対象者	自己負担額	接種方法
風しん(成人)	1回	①平成2年4月1日以前に生まれた方 ②風しん抗体検査結果が「HI法でHI価16倍以下、EIA法で陰性、判定保留またはEIA価8.0未満」の方 ※妊娠している方、妊娠している可能性がある方は接種できません。	麻疹風しん混合ワクチン=7,000円を上限に市が助成	健康課で接種券の交付申請後、協力医療機関へ直接予約してください。
			風しん単独ワクチン=3,000円を上限に市が助成	
肺炎球菌	1回	内部障害に係る身体障害者手帳をお持ちの方のうち、一度も助成を受けていない方が対象です。	無料	

※接種券交付申請時に、本人確認ができるもの(免許証、医療証等)と印鑑、風しん予防接種の対象者②は、それらに加え風しん抗体価検査結果が記載された書類、肺炎球菌予防接種対象者は、さらに身体障害者手帳を持参ください。

申告をしないと...

高額療養費の自己負担限度額が判定できません
 月々の限度額を超えて医療費を支払った場合は還付されますが、申告をしていない場合は還付されないことがあります。

国民健康保険税の軽減措置が適用されません
 世帯の所得が一定金額以下の場合は国民健康保険税が軽減されますが、申告していない場合は所得の確認ができないため軽減できません。

ただし、次のような方は、申告の必要はありません。
 ○所得税の確定申告や住民税の申告をした方
 ○年末調整、所得税の確定申告または住民税の申告をした方の扶養親族になっている方
 ○給与収入のみで、給与支払者から加東市に給与支払報告書が提出されている方
 ○遺族年金や障害年金などの非課税所得を除く公的年金収入(厚生年金や国民年金による収入)のみの方

申告窓口
 市役所1階 税務課窓口
 ※平成29年1月1日時点で加東市に居住されていた方に限りです。
 ※平成29年1月2日以降に加東市に転入された方は、「平成29年1月1日時点の住所」で申告してください。
申告に必要なもの
 ○収入がない場合
 印鑑をお持ちください。(スタンプ印は不可)
 ○収入がある場合
 収入の種類によって申告に必要な書類が異なります。事前に税務課までお問い合わせください。
問い合わせ
 ○国民健康保険税に関すること
 総務部税務課(庁舎1階)
 ☎43-0397
 ○資格・給付に関すること
 市民生活部保険・医療課(庁舎1階)
 ☎43-0500

国民健康保険の加入者は毎年4月15日までに所得の申告が必要です
 国民健康保険は所得に応じて保険料の軽減区分や高額療養費の自己負担限度額を判定するため、国民健康保険の加入者およびその世帯主(世帯主が国民健康保険に加入していない場合も含みます)は、毎年4月15日までに所得の申告が必要です。